

事業承継のご相談は、「秋田県事業承継ネットワーク」にお任せください。
「秋田県事業承継ネットワーク」構成メンバー



※経済産業省中小企業庁が実施する国の事業で、秋田県が中心となってネットワークを組み実施します。

相談先が不明な場合はお電話を

事業承継で不安や課題を抱えたら、下記「秋田県事業承継ネットワーク事務局」（秋田県事業承継相談センター）へお電話ください。（TEL：018-838-0535）

お問い合わせ先

秋田県商工会連合会
 秋田県事業承継ネットワーク事務局
 （秋田県事業承継相談センター）

TEL：018-838-0535
 FAX：018-874-7767

受付時間（土日祝除く） AM10:00～PM4:00
 〒010-0923
 秋田市旭北錦町 1-47 秋田県商工会館 5 階
 E-mail：a-syokei@skr-akita.or.jp
 U R L：https://a-syokei.com/



あなたの秋田県事業承継ネットワークが事業承継を応援します

NEW 令和2年4月1日から事業承継時の経営者保証解除に向けた支援策がスタートしました。（詳しくは次ページから）

事業承継の現状は…

事業承継には5年から10年の準備期間が必要です

事業承継の進め方、現状の認識不足により、事業承継への着手を先送りにしたために後継者を確保できなかったというケースもあります。後継者の育成期間を含めれば、事業承継には5年から10年もの準備期間が必要です。

中小企業の経営者年齢が高齢化しています

秋田県は全国トップクラスです。

後継者難（親族内での後継者の確保が困難）による廃業が多くなっています

廃業を予定していると回答した中小企業のうち、4割を超える企業が「今後10年間の事業の将来性について、事業の維持、成長が可能」と回答しています。事業は継続できるにも関わらず、後継者の確保ができずに廃業を選択せざるを得ない状況に陥っている実態があります。

後継者に承継する3つの要素



相談料無料！ 秘密厳守！

- 事業承継診断**
商工会などの支援機関が現状を聞き取り経営の事業・資産・財務の「見える化」をお手伝いします。
- 経営者、後継者育成**
事業承継セミナー、後継者育成塾などを開催し、承継に係る知識を提供します。
- 承継資金対策**
事業承継補助金や国・県の施策を活用し、承継に必要な資金の調達、並びに経営者保証解除に向けた支援もおこないます。
- 個社支援**
事業承継への各種課題解決に向け専門家を派遣するなど具体的に支援します。



事業承継に経営者保証が障害となっていませんか！

事業承継時の経営者保証解除に向けた、「新しい支援施策」が2020年4月1日よりスタートしました。

1 事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用開始

- 原則として、経営者・後継者の双方から二重には保証を求めないことになります。
- 例外的に、二重に保証を求めることが真に必要な場合には、その理由や保証が適用されていない場合の融資条件等について、金融機関が経営者・後継者の双方に十分に説明し、理解を得ることになります。

2 経営者保証解除に向けた、「経営者保証コーディネーター」による支援制度を開始

- 解除要件となる「経営者保証に関するガイドライン」の充足状況の確認をします。
- 経営者保証解除に向けた中小企業と金融機関との目線合わせなどをサポートします。
※経営者保証コーディネーターは、秋田県事業承継ネットワーク事務局（秋田県事業承継相談センター）に常駐し、相談対応します。

3 経営者保証を不要とする新たな信用保証制度「事業承継特別保証」を創設

- 事業承継を条件として経営者保証を不要とする新しい保証制度です。
- 経営者保証コーディネーターによるチェックシート充足の確認を受けた場合に保証料の軽減を受けることができます。
- 既存の借入（個人保証あり）の本制度による借り換えも可能です。

お申込み資格	<ul style="list-style-type: none"> ●保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ●令和2年1月1日～令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していない法人 ●資産超過である ●返済緩和中の借入がないこと ●EBITDA 有利子負債倍率 10 倍以内であること ●法人と個人の分離がされている
お申込み方法	●与信取引のある金融機関に限る
保証限度額	<ul style="list-style-type: none"> ●2億円 ●貸付期間 10 年（据置期間は 1 年）
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> ●信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人の場合は、旧債返済・設備・運転資金が対象 ●令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していない法人の場合は、旧債返済資金のみが対象
保証料率	●0.60%以下（経営者保証コーディネーターの確認がある場合0%）
融資利率	●1.30%（経営者保証コーディネーターの確認がある場合1.10%）

※上記の制度は、秋田県が国の制度に基づき創設した制度です。

事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者

相談・支援申請

事業承継ネットワーク事務局に常駐する「経営者保証コーディネーター」が「事業承継時判断材料チェックシート」に基づき、経営者保証に関するガイドラインの充足状況の確認を実施。その結果に基づき、今後の取り組みをアドバイスします。

チェック内容

経営者保証解除の可否の判断に資する情報の整理・見える化

チェックシートをクリアしている場合

事業者が金融機関へ提出するが、事業者が希望する場合は、本事業の派遣専門家が同席し目線合わせ等の支援をする。

チェックシートをクリアできていない場合

既存支援制度を活用し、チェックシート充足に向けた改善計画策定をアドバイスをする。

経営者保証コーディネーター 事業承継ネットワーク事務局

※経営者保証解除可否の最終的な判断は、金融機関となります。

相談に必要な書類

- ① 事業承継計画書
- ② 直近3年間の決算書（財務諸表及び勘定科目明細も含みます）
- ③ 試算表（決算後3ヶ月以内の場合は不要）
- ④ 資金繰り表
- ⑤ 相談申込書兼誓約書
- ⑥ アンケート調査票



お問い合わせやご相談は、お気軽に「経営者保証コーディネーター」まで